

遺言書の保管の申請の撤回書

【遺言者欄】※保管の申請を撤回する遺言者の氏名、住所等を記入してください。

③ 撤回をする者(遺言者)の氏名
姓 イゴン
姓 遺言
姓 タロウ
名 太郎
撤回をする者(遺言者)の出生年月日 3 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 2 5 年 1 月 1 日
撤回をする者(遺言者)の住所
〒 3 5 0 - 1 1 1 8
都道府県 市区町村 大字丁目 埼玉県川越市豊田本1丁目
番地 1 9 番地 8
建物名
撤回をする者(遺言者)の本籍
都道府県 東京都 市区町村 千代田区霞が関
大字丁目 1 丁目
番地 1 番地
④ 撤回をする者(遺言者)の国籍(国又は地域)
コード 国名・地域名
⑤ 撤回をする者(遺言者)の電話番号
0 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

遺言書の保管の申請の撤回書の記入上の注意事項

この撤回書は自動読取装置で機械処理しますので、拡大縮小せずを使用してください。

本撤回書は、手書きで記載することも可能ですが、その場合は、読み取り誤りを防ぐため、所要事項の記載及び該当事項のチェックは明瞭に記入願います。

①撤回年月日

撤回書を提出する日を右詰めで記入してください。数字が1桁の場合、0を記入する必要はありません（以下、年月日を記入する場合について同じです。）。

例えば、令和3年4月1日を撤回日として記入する場合は、「令和03年04月01日」ではなく、「令和 3年 4月 1日」と記入してください。

②保管先の遺言書保管所の名称

遺言書が保管されている遺言書保管所の名称を記入してください。撤回は、遺言書が現に保管されている遺言書保管所に対して行う必要があります。

【遺言者欄】

③撤回をする者(遺言者)の氏名、出生年月日、住所及び本籍

遺言者の氏名、出生年月日、住所（郵便番号を含みます。）及び本籍を住民票等の記載どおりに正確に記入してください。

外国人の場合は、撤回書の記載は全て日本語によるものとして、ローマ字ではなく、カタカナ又は漢字で記入してください。また、本籍の記入は不要です。

④撤回をする者(遺言者)の国籍(国又は地域)

外国人の場合は、国名コード表を参照し、該当する国名コードと国又は地域の名称を記入してください（日本人の場合は、記入不要です。）。

⑤撤回をする者(遺言者)の電話番号

平日に連絡の取れる遺言者の電話番号を左詰めで記入してください（ハイフン（-）は不要です。）。



【撤回対象の遺言書欄】※以下の事項について、全て確認の上、記入してください。

本撤回書において保管の申請を撤回する遺言書は、遺言者が遺言書保管所に保管している全ての遺言書か、それとも一部の遺言書か。

⑥ 1:全部の遺言書/2:一部の遺言書

撤回対象の遺言書の保管番号

(注)撤回対象の遺言書の保管番号を全て記入してください(複数ある場合は全て記入してください。)。3通以上ある場合には備考欄に記入してください。

⑦ 保管番号 H 0101 - 202007 - 100 -
H - - -

遺言書が保管された後、氏名、出生年月日、住所、本籍(外国人にあっては、国籍(国又は地域))又は筆頭者の氏名に変更があった場合は、その変更内容を記入してください。

(注)変更を証する書類を添付してください。

⑧ 変更内容

⑨ 撤回をする者(遺言者)の署名又は記名押印

遺言 太郎 

⑩ 備考欄

⑪ 【受領書】※撤回する遺言書を受領した際に記入していただきますので、あらかじめ記入しないでください。

撤回対象の遺言書を受領した。

(翻訳文を含む)

令和 年 月 日

撤回をする者(遺言者)の署名



2002

ページ数

2 / 2

【撤回対象の遺言書欄】

⑥撤回対象の遺言書

保管の申請を撤回する遺言書は、遺言者が遺言書保管所に保管している「全部」の遺言書(1)か、「一部」の遺言書(2)かを選択し、該当する番号を記入してください。保管されている遺言書が一通のみの場合は、「全部」を選択してください。

⑦撤回対象の遺言書の保管番号

撤回対象の遺言書の保管番号を全て記入してください。

⑧住所等の変更があった場合

遺言書が保管された後、遺言者の氏名、出生年月日、住所、本籍(外国人にあっては、国籍(国又は地域))又は筆頭者の氏名に変更があった場合(ただし、既にそれらの変更の届出がされている場合を除きます。)は、変更内容を記入してください。なお、この場合、住民票の写し等の変更を証明する書類の添付が必要です。

例えば、住所変更があった場合は、以下の例により記入してください。
(記入例)

令和○年○月○日住所変更

変更前 △△県△△市△△町△△丁目△番△号

変更後 □□県□□市□□町□□丁目□番□号

⑨撤回をする者(遺言者)の署名又は記名押印

署名又は記名押印(認印でも可。)してください。

⑩備考欄

記入欄が不足する場合や参考として記入すべき事項がある場合に適宜記入してください。

【受領書】

⑪受領書

あらかじめ記入せず、撤回する遺言書を受領した際に、遺言書保管官の指示により記入してください。